

## 一般財団法人 大分県建築住宅センター仮使用認定業務約款

### 第1条（契約履行）

建築主（以下「甲」という。）と一般財団法人 大分県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書、仮使用認定引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人大分県建築住宅センター確認検査業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

### 第2条（責務）

乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、仮使用認定引受承諾書、（以下「承諾書」という。）に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

2 乙は、甲から乙の仮使用認定業務（以下「認定業務」という。）の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

3 甲は、別に定める「一般財団法人大分県建築住宅センター確認検査業務手数料規程」（以下「手数料規程」という。）に基づき算定され、承諾書に定められた額の手数料を、第4条に規定する日（以下「納入期日」という。）までに納入しなければならない。

4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、承諾書に定められた業務の建築物及び建築物等の敷地（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

5 甲は、乙が認定業務を行う際に、対象建築物等に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるように協力しなければならない。

6 甲は、乙の認定業務において、対象建築物等の仮使用認定申請に係る図書に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は誤字、脱字等の指摘に対し、速やかに所用の図書等を添えるなど説明等の追加又は訂正等その他必要な措置をとらなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、当該期限内にこれを行わなければならない。

### 第3条（仮使用認定の業務期日）

乙の認定業務の期日は、業務引受承諾書に定める受付日から7日を経過する日（経過する日数には業務規程第13条第2項に定める休日を含まない。第4条において同じ。）とする。

2 乙は、甲が前条第3項から第6項までに定める責務を怠ったとき、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要な事項については甲乙協議して定める。

### 第4条（手数料の納入期日）

甲の納入期日は、現場検査の前日とする。

2 第2条第3項に規定する手数料は現金または乙の指定する銀行口座に振り込みにより納入しなければならない。なお、振り込みに要する費用は、甲の負担とする。

3 前二項について、甲乙協議のもと、特に定めた場合はこの限りではない。

### 第5条（認定業務中の計画変更）

甲は、仮使用認定書の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合、甲は、当該確認の申請を取下げなければならない。

2 前項の申請の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

### 第6条（甲の解除権）

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知しこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく業務期日までに業務を完了せず、またその見込がないとき

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、既に手数料を納入しているときはその手数料の返還を乙に請求することができる。また、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に納入されているときは、その手数料を甲に返還せず、未だ手数料が納入されていないときはその手数料の納入を甲に請求することができる。ただし、乙が現場検査を実施する前に、対象建築物等又はその敷地が災害罹災したことにより申請が取り下げられた場合のほか、乙が認めた場合においては、この限りでない。

### 第7条（乙の解除権）

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、手数料を第4条第1項に定める納入期日までに納入しないとき

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、既に手数料が納入されているときはその手数料を甲に返還せず、未だ手数料が納入されていないときはその手数料の納入を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

### 第8条（乙の免責）

次の各号の事由等により発生した損害等について、乙は一切の責任を負わない。

(1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて認定業務がなされたとき。

(2) 乙による故意又は重大な過失がない場合

### 第9条（計画等の特定行政庁等への通知）

乙は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁から要請がある場合に対象建築物等の計画の概要を、当該特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めを負わない。

### 第10条（電子申請）

甲の仮使用認定申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、仮使用認定通知書については、書面で交付するものとし、仮使用認定通知書の交付時における副本については、あらかじめ甲乙協議の上で、電子情報処理組織にて交付を行うことができるものとする。

2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、電子署名を付した電子証明書の有効期限までとし、当該機関の延長は行わない。

3 乙は、甲の電子申請に係る電磁的記録が乙に到達した時間が、規定第13条第1項に規定する確認検査の業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内である場合は速やかに、業務時間外である場合は次の業務時間内に、規定第19条第1項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。

4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規定第14条に規定する事務所とする。

### 第11条（秘密の保持）

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

### 第12条（個人情報利用目的）

乙は、一般財団法人大分県建築住宅センター個人情報保護規定に基づき、この契約による仮使用認定業務で得た情報を、業務上の連絡調整、法令に基づく保管および行政庁への報告、各種統計処理等に必要範囲内で利用することができる。

### 第13条（別途協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則により協議のうえ定めるものとする。

### 第14条（準拠法と紛争の解決）

本契約は、日本国法に準拠する。

2 本契約における期日の定めについては民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。

3 本契約に関する一切の紛争に関しては大分地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

### 附則

この業務約款は、令和5年7月24日から施行する。